

特別相談「多重債務110番」の実施結果について

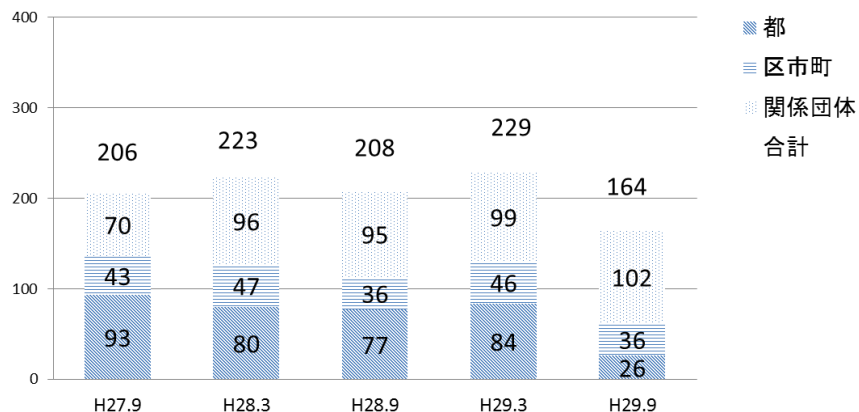
東京都と23区26市1町は、「多重債務問題は専門家に相談することで必ず解決する」ことを都民に周知し、解決に導くために、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター（法テラス）などの法律専門相談窓口等と連携して、特別相談「多重債務110番」を年2回（9月・3月）実施しています。

平成29年9月4日、5日に実施しました「多重債務110番」の結果をお知らせします。

結果の概要

- ◎ 特別相談期間中の多重債務に関する相談件数は、全体で164件
- ・東京都消費生活総合センター 26件
 - ・区市町の消費生活センター 36件
 - ・弁護士会、司法書士会、法テラス及び協力実施団体 102件

直近3か年の相談件数



- ★ 多重債務に関する相談は、いつでも、東京都消費生活総合センター 03-3235-1155 及び区市町村の消費生活相談窓口で受け付けています。
- ★ 都内消費生活センターでは、多重債務問題を抱える相談者を弁護士等法律専門家や生活再生を支援する機関などに迅速・確実につなぎ、債務整理や家計診断など問題解決までの道筋ができるまでフォローアップする仕組み「東京モデル」（「別紙」参照）を導入しています。
- ★ 多重債務は必ず解決できます。一人で悩まずに早めにご相談ください！
- ★ 債務が少額であっても、返済に不安がある場合はご相談ください！

[問合せ先]

東京都消費生活総合センター相談課

電話 03-3235-9294

主な相談事例

【生活費の借入による相談事例】

30年以上前に離婚した。特に大きな買い物はしていないが、生活費が足りず、借りては返しを繰り返しているうちに、雪ダルマ式に増えてしまった。年金が月10万円支給されるが、一人暮らしで家賃等固定費を除くと手元には2万円しか残らない。これまでやっていた仕事は辞め、現在求職中である。銀行とクレジット会社に約340万円の借金がある。どうしたらよいか。 (70歳代 女性)

【浪費による相談事例】

住宅ローンのほか、クレジット会社と消費者金融にも260万円の借金があり、返済額は月20万円にも上る。3年前から借り始めたが、ほとんどが飲酒等の遊興費である。年収1000万円だが、返済が重くのしかかっている。今後について相談したい。 (30歳代 男性)

【商品等購入による相談事例】

離婚した娘と娘の中学生の息子と賃貸アパートで同居している。昨年、中学生の孫が勝手にゲーム課金を利用し、高額な請求を受けた。娘は、その支払いのため、クレジット会社から100万円を借り入れ、その後、返済のためにさらに銀行と消費者金融から200万円余り借り入れた。娘は、収入が月約25万円程度で、家賃9万円を支払うと返済は厳しい。自分自身も年金収入しかないため、返済を手伝うことができない。どうしたらよいか。 (60歳代 女性)

実施概要

- 実施日 平成29年9月4日(月)・5日(火)の2日間
- 実施団体 東京都消費生活総合センター、都内23区26市1町の消費生活センター、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター(法テラス)、(公財)日本クレジットカウンセリング協会、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、財務省関東財務局東京財務事務所、日本貸金業協会、東京都生活再生相談窓口

※「多重債務110番」は「自殺防止!東京キャンペーン」特別相談週間(福祉保健局)との連携事業です。

東京都消費生活総合センターで受け付けた相談の概要

<特別相談の体制>

電話又は来所による相談者から消費生活相談員が相談内容をお聞きし、その内容が法律等の専門的対応を要する場合は、本人の希望を聞いたうえで、当センターに派遣された弁護士・司法書士・精神保健福祉士、法テラス、東京都生活再生相談窓口、「東京モデル」による多重債務相談の法律専門相談窓口等につないだ。

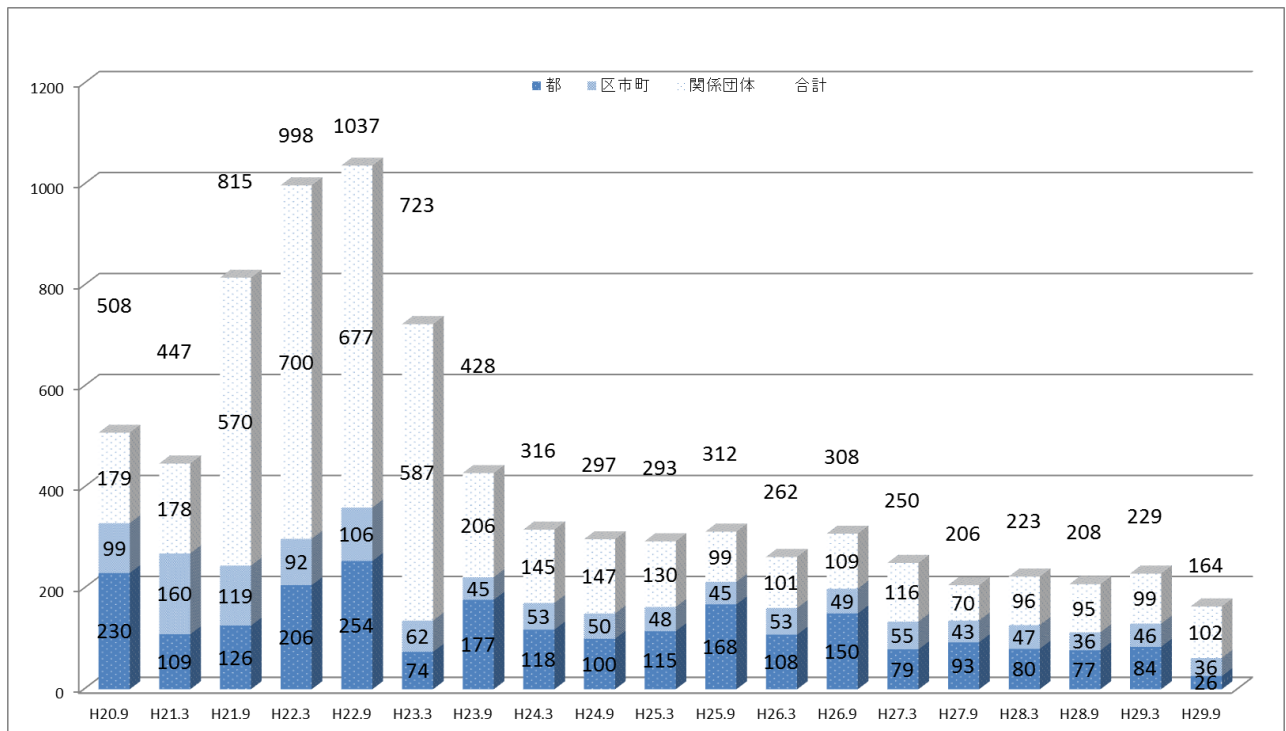
相談件数

相談件数 1 6 4 件 （前回比 ▲ 6 5 件）

（内訳）

都センター 2 6 件（▲ 5 8 件）、区市町 3 6 件（▲ 1 0 件）、関係団体 1 0 2 件（+ 3 件）

特別相談で受け付けた件数の推移



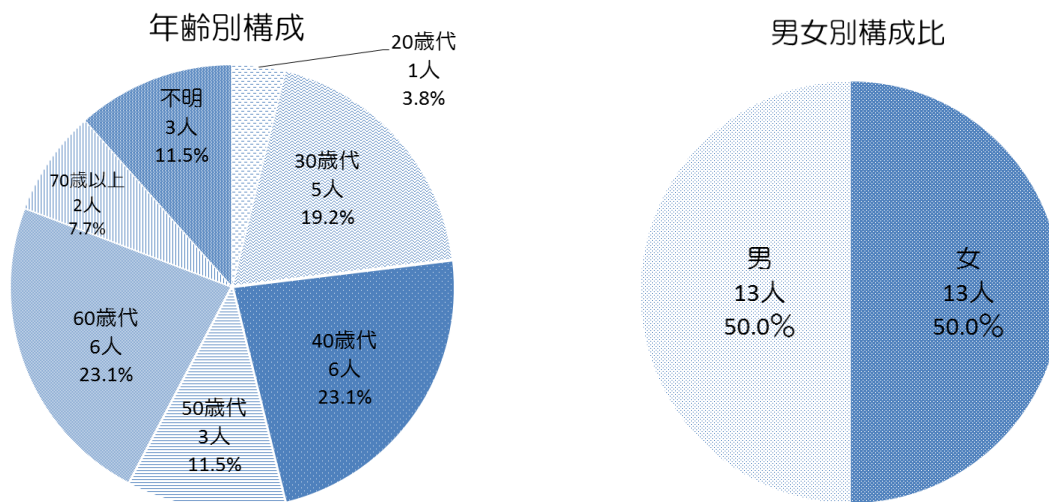
貸金業法の改正（平成 2 2 年 6 月）以降、相談件数は減少傾向にある。

<相談内容の分析(都受付分)>

1 相談者の年齢等構成

(※個々の比率の合計は、端数処理の関係で100%にならない場合があります。)

- ・平均年齢は53.3歳
- ・最年長は85歳(女性)、最年少は26歳(女性)
- ・一番多い年代は40歳代と60歳代



平均年齢の推移(単位:歳)

実施時期	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度
	9月	3月	9月	3月	9月	3月	9月	3月	
平均年齢	53.2	54.3	53.8	50.4	53.5	48.3	51.2	52.9	53.3

2 借入先数

(※同じ会社から複数の借入れがあるときは1社としてカウント)

・4社から借りている人が最も多い。また、過去の特別相談と比べて、一人あたりの平均借入先数が少ない。最多借入先数は10社。借入先として多いのは、「信販会社」、「消費者金融」、「銀行」の順であった。

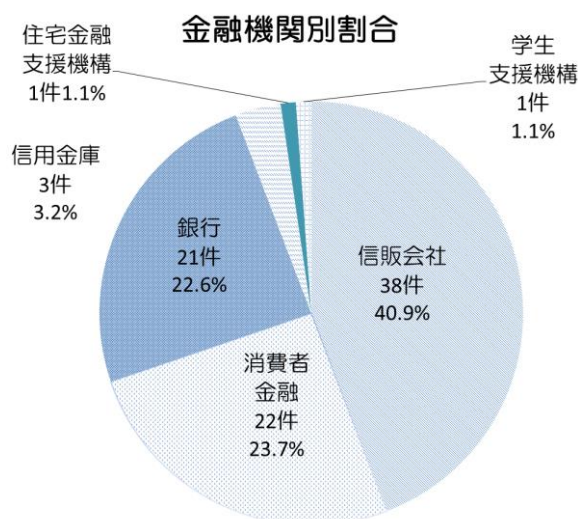
【借入先数別件数】(その他・不明を除く)

	1社	2社	3社	4社	5社	6社	7社	8社以上
件数	5	2	3	9	1	3	2	1
構成比	19.2%	7.7%	11.5%	34.6%	3.8%	11.5%	7.7%	3.8%

平均借入先数の推移

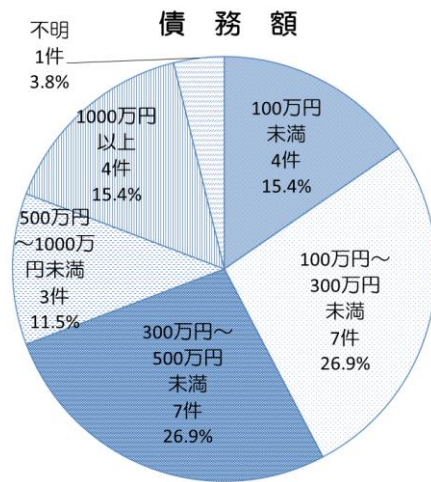
(単位:社)

実施時期	平均
平成25年9月	3.8
平成26年3月	3.3
平成26年9月	4.5
平成27年3月	4.4
平成27年9月	4.3
平成28年3月	4.2
平成28年9月	4.5
平成29年3月	4.7
平成29年9月	3.8



3 債務の状況

- ・ 一人当たりの平均債務額は1, 427万円（相談者の申告額に基づく）
- ・ 100万円～300万円未満、300万円～500万円未満の債務者の割合が26.9％で一番多い。
- ・ 最高債務額は1億6千万円（不動産ローン）



平均債務額の推移

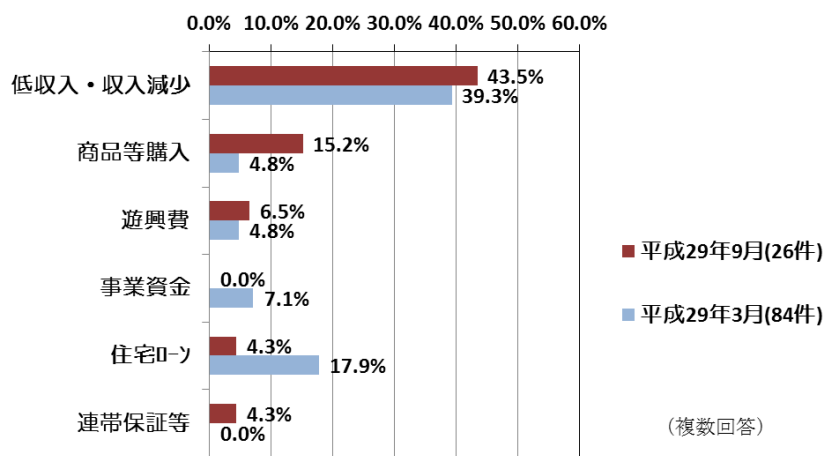
（単位：万円）

実施時期	金額
平成25年9月	873
平成26年3月	1,140
平成26年9月	970
平成27年3月	832
平成27年9月	1,166
平成28年3月	473
平成28年9月	690
平成29年3月	823
平成29年9月	1,427

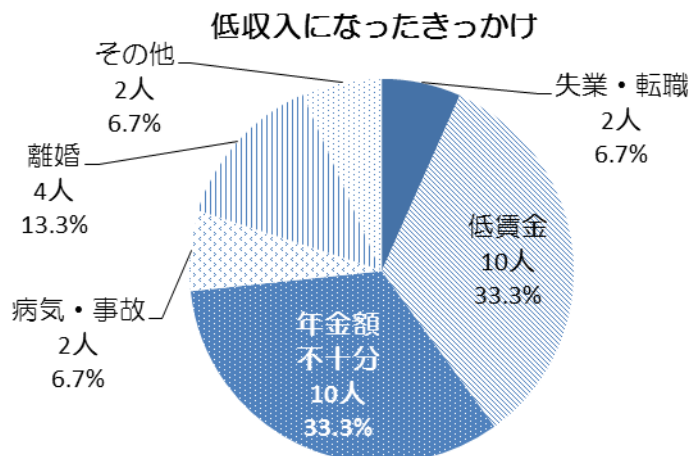
4 主な借入れ理由

- ・ 主な借入れ理由で最も多いのは「低収入・収入の減少」
- ・ 低収入の理由として低賃金や年金額が少ないという回答が多い。

【主な借入れ理由別割合】



【低収入になった主な理由（平成29年9月）】



5 専門家へ引き継いだ件数一覧

<当日引き継ぎ>

弁護士会（当日の派遣弁護士）	14件
うち電話相談	10件
来所相談	4件
司法書士会（当日の派遣司法書士）	8件
うち電話相談	6件
来所相談	2件
東京都生活再生窓口（サポート基金）	5件
うち電話相談	3件
来所相談	2件
カウンセラー（精神保健福祉士）	3件
うち電話相談	0件
来所相談	3件

※ 繋ぎ先が複数の場合があり、相談件数とは一致しない。

<東京モデル>

弁護士会	1件
------	----

多重債務相談「東京モデル」のイメージ

